

成田空港の更なる機能強化に関する決議

成田空港の発着回数や航空旅客数は、コロナ禍以降回復基調で推移しており、円安を背景とした旺盛な観光需要により、今後更に増加が見込まれる。訪日外国人の増加による観光立国の推進は、国家戦略の一つとして位置付けられていることから、空港の発着容量を拡大させ、経済発展著しいアジア諸国の成長を取り込んでいくための機能強化は、まさに国家プロジェクトに資するものであると認識している。

機能強化による空港施設の拡張が、目に見える形で進む一方、地域共生・共栄に係る取り組みは、まだまだその萌芽を明確に感じられないというのが、芝山町・多古町両町民の現状である。

「新しい成田空港」構想とりまとめ2.0では、4つの方向性からの検討などにより、成田空港が目指すべき姿を示されたが、両町議会としては「地域と空港の相互連携による一体的・持続的発展」につながる取り組みを期待する。

成田国際空港株式会社においては、今まで以上に、成田空港の成長が地域の発展と住民生活の向上につながるよう取り組まれるべく、次の事項について強く要望する。

一．機能補償道路の計画内容等に関する地区説明の実施

空港用地の拡大により、廃止となる両町の町道に代わる補償道路の整備が計画されているが、この道路は、空港へのアクセス向上はもとより、地域住民にとっては重要な幹線道路でもある。

については、補償道路の計画内容と整備スケジュールについて、段階的に地区住民に説明を実施し、C滑走路完成までに当該補償道路を整備すること。

一．住宅防音工事の早期完成

騒防法第1種区域に新たに指定された地域の住宅防音工事については、限度額の増額や運用方針の見直し等の施策を講じているものの、依然として設計・工事関係者の不足や資材費高騰などにより、完成件数が極めて少ない状況が続いている。。

については、住宅防音工事の早期完成に向け必要な施策を引き続き行うとともに、C滑走路完成までに、認定した住宅防音工事を完成させること。

一．環境対策範囲の拡大

騒特法の防止地区エリアの線引きは、集落を分断しており、寝室内窓対策において同じ集落内で異なる対応となっている。

については、集落内の公平性を図るため、騒特法防止特別地区が設定された集落内における寝室内窓対策の適用範囲を、同じ集落内の騒防法第1種区域まで拡大し、更には、住みよい地域づくりの為、すべての騒防法第1種区域まで拡大すること。

一．移転跡地及び農地の有効活用

令和2年の騒特法の告示から約4年が経過し、移転補償による農地を含めた跡地が徐々に目立つようになっている。管理の行き届かない移転跡地は、景観や防犯などの面で地域に不利益を与えることになる。

については、千葉県の定める「成田国際空港周辺地域における航空機騒音対策基本方針」の土地利用の方向性を踏まえ、移転跡地を適切に管理し、有効活用すること。

以上、決議する。

令和6年12月12日

千葉県多古町議会